

令和6年4月28日執行

衆議院議員補欠選挙
(東京都第15区)
執行計画

令和6年2月

 東京都選挙管理委員会

衆議院議員補欠選挙（東京都第 15 区）を本計画に基づき管理執行する。

この選挙の執行にあたっては、公職選挙法をはじめ関係法令等で定める諸手続き及び内容を関係者に徹底し、管理執行に万全を期することとする。

なお、江東区選挙管理委員会におかれては、本執行計画を踏まえ、詳細についての計画を定め、適正な管理執行に努められたい。

東京都選挙管理委員会

委員長 澤 野 正 明

目 次

I 衆議院議員補欠選挙（東京都第 15 区）・・・・・・ 1

II 速報体制・・・・・・・・・ 9

I 衆議院議員補欠選挙（東京都第15区）

第1 選挙期日の告示日および選挙期日

1 告示日 令和6年4月16日（火）

2 選挙期日（投票日） 令和6年4月28日（日）

〈根拠法令〉

公職選挙法第33条の2第2項

第2 選挙区及び選挙すべき議員の数

東京都第15区（江東区） 1人

第3 執行要領

1 選挙の名称

- (1) 総称する場合 衆議院（小選挙区選出）議員補欠選挙
- (2) 選挙区別に呼称する場合 衆議院議員補欠選挙（東京都第15区）

2 選挙長及び同職務代理者

(1) 選挙長 こ にし のり こ
小 西 典 子
(江東区選挙管理委員会委員長)

(2) 同職務代理者 たか むら なお き
高 村 直 樹
(江東区選挙管理委員会委員長職務代理)

3 立候補届出受付

- (1) 受付日時 令和6年4月16日（火）（告示日）
午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

- ア 午前8時30分から午前9時まで
江東区役所本庁舎7階 第72・第73会議室
(江東区東陽四丁目11番28号)
- イ 午前9時から午後5時まで
江東区役所本庁舎7階 江東区選挙管理委員会事務局
(江東区東陽四丁目11番28号)

(3) 届出順位の決定

午前8時30分までに受付場所に到着した候補者等が2人以上いる場合は、くじにより届出順位を決定する。それ以降は受付順とする。

(4) 事前審査

- 届出受付事務を円滑に行うため、立候補予定者に対し個別に届出関係書類を交付し、次の期間に事前審査を行う。
- ア 期 間 令和6年4月3日(水)から5日(金)までの3日間
- イ 時 間 午前9時から午後5時まで
- ウ 場 所 東京都選挙管理委員会事務局
(新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎北塔40階)

(5) 候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にするその他の届出、申請等の受付場所

- ア 告 示 日 立候補届出受付場所
- イ 告示日以降 江東区選挙管理委員会事務局
- ※ 収支報告書の提出先及び公費負担の請求先は、東京都選挙管理委員会事務局とする。

(6) 候補者届出政党が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所

- ア 告 示 日 立候補届出受付場所
- イ 告示日以降 江東区選挙管理委員会事務局

4 選挙人名簿への登録

- (1) 基 準 日 令和6年4月15日(月)
ただし、年齢については選挙期日(令和6年4月28日)現在による。
- (2) 登 録 日 令和6年4月15日(月)

〈参考〉

今回登録される者

年 齢 平成18年4月29日以前に出生した者

住 所

- ① 令和6年1月15日までに当該選挙区内の区に住民基本台帳法に基づく転入の届出をし、引き続き当該区内に住所を有する者(新住所地で登録)
- ② 住所を移した者のうち、旧住所地(当該選挙区内)の区において、住民票が作成された日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されていた者であって、転出日後4か月を経過しない者(旧住所地で登録)

5 候補者の選挙運動費用支出制限額

衆議院(小選挙区選出)議員補欠選挙の選挙運動費用支出制限額は、選挙人名簿登録者数により算出し、令和6年4月16日に告示する。

算 出 式 選挙人名簿登録者数×15円+1,910万円
(100円未満の端数があるときは100円とする。)

根拠法令 公職選挙法第194条
公職選挙法施行令第127条第1項

6 表示物等の色

(1) 候補者用

文字等の色は**青緑色**とする。(選挙事務所用標札は黒)

選挙事務所用標札	(1枚)
自動車(船舶)用表示物	(1枚)
拡声機用表示物	(1枚)
乗車(乗船)用腕章	(4枚)
街頭演説用標旗	(1枚)
街頭演説従事者用腕章	(11枚)
個人演説会立札看板用表示物	(5枚)

(2) 候補者届出政党用

文字等の色は**やまぶき色**とする。(選挙事務所用標札は黒)

選挙事務所用標札	(1枚)
自動車(船舶)用表示物	(1枚)
拡声機用表示物	(1枚)
政党演説会立札看板用表示物	(2枚)

7 政見放送

候補者届出政党は、政見放送を無料で行うことができる。

- (1) 申込期日 令和6年4月16日(火)(告示日)
- (2) 申込場所 立候補届出受付場所
※ 事前申込は、日本放送協会(以下、NHK)、株式会社フジテレビジョン(以下、フジテレビ)、株式会社ニッポン放送(以下、ニッポン放送)の指定する場所で受け付ける。
- (3) 放送回数等
ア テレビ 2回(NHK 1回、フジテレビ 1回)
イ ラジオ 2回(NHK 1回、ニッポン放送 1回)
- (4) 放送時間 1回につき、9分以内
- (5) 放送日時及び放送順序
ア 日時 NHK、フジテレビ、ニッポン放送の定めるところによる。
イ 順序 東京都選挙管理委員会がくじで定める。
ウ くじの日時及び場所
日時 令和6年4月16日(火) 午後7時
場所 東京都選挙管理委員会事務局

8 経歴放送

- (1) 放送回数等
ア テレビ NHK 1回
イ ラジオ NHK 10回
- (2) 放送時間 1回につき、30秒以内
- (3) 放送日時及び放送順序
ア 日時 NHKの定めるところによる。
イ 順序 選挙公報の掲載順序と同じ。

〈参考〉候補者から経歴書の提出がない場合は、選挙長の行う候補者の届出の告示に基づき経歴書を作成し、放送する。

9 ポスター掲示場の設置

- (1) 設置数 447か所(予定) (投票区ごとに5~10か所設置する。)
- (2) 設置時期
令和6年4月16日(告示日)から候補者がポスターを掲示できるように、あらかじめ設置する。

10 選挙公報の発行

(1) 掲載文の申請期限 令和6年4月16日(火)午後5時

(2) 申請受付場所 立候補届出受付場所

(3) 掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所

ア 日時 令和6年4月16日(火)午後6時から

イ 場所 東京都選挙管理委員会事務局

(4) 配布方法

令和6年4月26日(金)までに江東区選挙管理委員会が各戸配布等により各世帯に配布する。

11 投票用紙

大 き さ	縦 128mm × 横 80mm (点字用は 縦 140mm × 横 80mm)
体 裁	片面印刷
用紙の色	あさぎ色
文字の色	黒色
委員会の印	黒色(刷り込み式)

12 投票日時等

(1) 投票日及び投票時間

令和6年4月28日(日)午前7時から午後8時まで

(2) 期日前投票及び不在者投票の申請受付期間

令和6年4月17日(水)から4月27日(土)まで

※ 郵便等投票による不在者投票の請求受付は4月24日(水)まで

(3) 投票所及び期日前投票所の場所

江東区選挙管理委員会の定める場所

13 開票日時等

開票事務は選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

14 選挙会等

(1) 選挙会の日時

令和6年4月28日(日) 午後8時50分から開始

(2) 選挙会の場所

ホテルイースト 21 東京

(江東区東陽六丁目 3 番 3 号)

(3) 選挙立会人の届出期限及び場所

ア 期 限

令和 6 年 4 月 2 5 日 (木) 午後 5 時

イ 場 所

江東区選挙管理委員会事務局

(4) 当選の告知及び当選人の告示

令和 6 年 4 月 2 9 日 (月)

(5) 当選証書付与

ア 日 時 令和 6 年 4 月 3 0 日 (火) 午前 1 0 時

イ 場 所 東京都選挙管理委員会室

(新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎北塔 4 0 階)

15 告示の方法

東京都公報により行う。ただし、東京都公報によらない場合は、東京都庁本庁舎掲示板に掲示し、また、選挙長のする告示は、その事務を行う場所の前の掲示板又は公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第4 選挙の規模及び主要事務日程

1 選挙の規模

選挙期日	今回 (令和6年4月28日)	前回 (令和3年10月31日)
選挙人名簿登録者数	433,000人(推定)	425,354人
在外選挙人名簿登録者数	870人(推定)	828人
投票区数	57か所(予定)	57か所
開票区数	1か所	1か所
ポスター掲示場数	447か所(予定)	446か所
期日前投票所数	9か所(予定)	9か所

〈参考〉

前回投票率 58.73% (15区)

2 主要事務日程表

別表(8ページ)のとおり

別表 衆議院（小選挙区選出）議員補欠選挙の主要事務日程

月日	曜日	選挙期日より	主 要 事 務
2月9日	木	前 79	選挙事由発生告示
↳			
3月15日	金	44	立候補関係書類配布
↳			
4月3日	水	25	立候補届出関係書類事前審査
↳			
4月5日	金	23	
↳			
4月15日	月	13	選挙人名簿登録基準日・登録日
4月16日	火	12	選挙期日の告示・諸告示 立候補届出 選挙公報掲載申請期限 選挙公報の掲載順序を定めるくじ 政見放送申請期限 政見放送順序決定のくじ 氏名等掲示順序のくじ
4月17日	水	11	期日前投票・不在者投票開始
4月18日	木	10	個人演説会（公営施設利用）開始
↳			
4月24日	水	4	郵便による不在者投票の投票用紙等請求期限
4月25日	木	3	選挙立会人届出期限 選挙立会人選任のくじ
4月26日	金	2	選挙公報配布期限
4月27日	土	1	期日前投票・不在者投票の期限
4月28日	日	0	投・開票日 選挙会
4月29日	月	後 1	当選の告知、当選人告示
4月30日	火	2	当選証書付与
↳	↳		
5月13日	月	15	収支報告書提出期限
↳	↳		
5月28日	火	30	選挙の効力に関する訴訟提起期限（選挙の日から30日）
↳	↳		
5月29日	水	31	当選の効力に関する訴訟提起期限（当選人告示日から30日）

II 速報体制

第1 立候補状況速報

1 事前情報資料の提供

届出書類等事前審査終了者名簿を報道機関へ提供する。

2 立候補届出状況資料の提供

告示日に立候補届出状況資料を報道機関へ提供する。

第2 投票速報

時間別投票状況発表事項一覧						
現在時	7時	12時	15時	18時	20時	確定時
発表事項	▽投票開始 △	中間投票状況	中間投票状況	中間投票状況	▼投票終了 ▲	確定投票結果

1 中間投票状況

投票状況を次のとおり発表する。

(1) 発表時刻

各現在時（12時、15時、18時）からおおむね30分後

(2) 発表事項

当日有権者数（7時現在）、投票者数（男、女、計）、投票率（男、女、平均）、前回投票率（男、女、平均）

(3) 発表単位

選挙区別、開票区別

2 確定投票結果

確定投票結果を次のとおり発表する。

(1) 発表時刻

確定からおおむね30分後

(2) 発表事項

当日有権者数（20時現在）、投票者数（男、女、計）、棄権者数（男、女、計）、投票率（男、女、平均）、前回投票率（男、女、平均）

(3) 発表単位

中間投票状況に同じ

第3 開票速報

時間別開票状況発表事項一覧										
現在時	～	20時50分	21時30分	22時	22時30分	23時	23時30分	～	確定時	
発表事項	▽開票開始 △	～	開票開始	中間開票状況	同左	同左	同左	同左	～	確定開票結果

1 中間開票状況

確定するまで次のとおり発表する。

- (1) 発表時刻
現在時（21時30分から30分おきに）から概ね20分後
- (2) 発表事項
各候補者の得票数（届出順）、得票合計、残票数、開票率
- (3) 発表単位
選挙区別、開票区別

2 確定開票結果

確定開票結果を次のとおり発表する。

- (1) 発表時刻
確定からおおむね40分後
- (2) 発表事項
ア 各候補者の得票数（届出順）、得票合計
イ 開票内訳（得票総数、按分切捨票、属さない票数、有効投票数、無効投票数、投票総数、持帰票、不受理票、投票者数、無効投票率）
- (3) 発表単位
中間開票状況に同じ